

尾道市立広島県尾道南高等学校「学校の文化部活動に係る活動方針」

令和元年8月策定

1 基本方針

- (1) 尾道市教育委員会が策定した「文化部活動の方針」に則り、本方針を策定する。
- (2) 生徒が、仲間と共に活動することを通して、良好な人間関係を形成するとともに、自主性や協調性、責任感や連帯感を育む。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 文化部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により、公表する。
- (3) 校長は各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 文化部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止並びに体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 文化部顧問は生徒とコミュニケーションを十分に図り、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入を行う。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中の取り扱いについては、原則、次のとおりとする。
 - ア 週2日（毎週火曜日と金曜日）以上の休養日进行ける。
（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。
 - イ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度とする。
- (2) 長期休業中の取り扱いについては、原則、次のとおりとする。
 - ア 土・日は1日以上休養日とし、ある程度長期の休養期間を設ける。
 - イ 1日の活動時間は3時間程度とする。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- (1) 校長は友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置を検討する。
- (2) 校長は学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な環境整備を進める。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

文化庁が示した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して精査する。